

新刊書紹介

『標準必須特許ハンドブック(第2版)～世界のFRAND判決から流れを掴む～』

本書は、特許と技術標準が交錯したときに生じる権利問題（FRAND 問題）を考えるための手引き書である。技術標準の担当者や特許担当者を読者として想定している。初版が2019年8月に発行されていたが、好評なため、その後に出された判例を追加して第2版として2021年4月に出版されたものである。

簡単に本書の構成を紹介すると、第1章はSEP問題の理解に必要な解説記事を収載している。これらの記事は、FRAND問題に頻出する基本用語や基本事項について解説するもので、後続の判例を理解する上で参考になろう。第2章は、米国・EU・アジアにおける最近のFRAND問題についての判例の紹介で、計36件の審判判決が収載されている。第3章では、FRAND判決に頻出する専門用語や法律用語が解説されている。

本書に収載されている注目判例をここで幾つか紹介しておこう。その一つが「Unwired Planet 対ファーウェイ事件」のイギリス高等法院判決である。この事件は、米国の特許管理会社（Unwired Planet）と中国のファーウェイ（Huawei）の間で争われた特許侵害訴訟であり、特許管理会社が提供するライセンスの違法性が争われた。通常、特許ライセンスは国別に行われるが、本件の場合、Unwired Planet は国を限定せずに世界規模のグローバルライセンスを主張したため、それは違法（FRAND 義務違反）であると Huawei が主張した。本書では、英国の控訴裁判所の判決内容が丁寧に紹介されている。この事件はイギリス最高裁に上告されたが、最高裁はグローバルライセンスの合法性を認めた。

ドイツの「シスベル対ハイアール事件」のドイツ連邦最高裁判決も注目判例の一つである。この事件は、標準必須特許の保有者と技術標準の実施者の間の侵害訴訟として提起されたもの。地裁は技術標準の実施者による侵害を認めて侵害の差止めを命じたが、高裁は侵害判決を認めていたものの、差止めについてはFRAND 誠実交渉義務違反を理由に認めなかった。この高裁判決を最高裁が破棄し、差止めを認めたものである。この判決は、特許保有者寄りの判断を示しており、これらでEUでのFRAND問題の流れを変えるものとして注目されている。

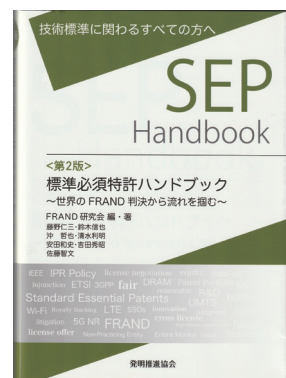
米国の注目判例としては、標準必須特許の特許料の

IPR 委員会 委員長 藤野 仁三(元東京理科大学)

算定方式である「トップダウン方式」が争われた「TCL 対エリクソン事件」がある。この事件では、中国の通信会社 TCL が、エリクソンの提供する 2G・3G・4G 関連特許のライセンス条件を不当として裁判で争ったもの。標準必須特許のライセンス料の決定方法には「ボトムアップ方式」（＝個々の特許料をベースに、他の契約事例を参考にして算定）と「トップダウン方式」（＝標準特許の総数に対する特許料を決定し、所有比率に応じたレートを算出）があるが、本件でカリフォルニア地裁は、後者の方式を採用し注目された。しかし、控訴裁は純粋に法律論から地裁判決を破棄した。この問題は連邦最高裁に上告されている。また、クアルコムのライセンス慣行が米独禁法に違反するとの容疑で米国取引委員会が提起した「FTC 対クアルコム事件」の地裁判決についても詳細な説明が収載されている。

標準必須特許をめぐる裁判事例については、実務家の関心の高さもあって、ネット経由で盛んに情報発信がなされている。そのため、事件の内容や裁判の結果は良く知られるようになった。しかし、この問題は、標準必須特許の保有者と技術標準の実施者との間の利害のバランスをどうとるかという極めて微妙な線引きの問題であり、ネットの速報だけでは十分ではない。本書の判例紹介は、判決文をベースにして作成されており、裁判所の論理を正確に確認するためには信頼を置ける資料といえよう。

特許の専門家だけでなく、発明者や標準化の担当者にも理解できるように記述されており、標準必須特許に関する基本事項を網羅的に理解するための資料として座右におく価値がある。



〔書誌事項〕『標準必須特許ハンドブック(第2版)～世界のFRAND判決から流れを掴む～』

編・著者：FRAND研究会(藤野仁三、鈴木信也、沖哲也、清水利明、安田和史、吉田秀昭、佐藤智文)

発行：発明推進協会、2021年4月8日

511頁 定価 3,960円